

11月は児童虐待防止推進月間

問 市 子ども家庭相談室(山東庁舎 子育て支援課内) ☎55-8123 FAX 55-4040

今年3月、東京都目黒区で5歳の少女が覚えたばかりの言葉で「おねがい ゆるしてください」とノートに記し虐待死した事件に胸を痛めた人も多いと思います。

相次ぐ児童虐待事件をこれ以上起こさないためには、一人一人の気付きと通報などの協力が必要です。

児童虐待とは…

身体的虐待

殴る、蹴る、たたく、やけどを負わせるなど



心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に暴力を振るうなど

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せるなど



ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えないなど



あなたからの1本の電話で救われる子どもがいます



虐待かも…
と思ったら
すぐに連絡を！

出産や子育てに悩むときは、
一人で悩まず相談ください。

- 市 子ども家庭相談室(山東庁舎 子育て支援課内)
☎55-8123(相談専用)
- 子どもを守るホットライン(24時間対応)
☎077-562-8996
- 彦根子ども家庭相談センター
☎0749-24-3741

11/12(月)～18(日)は 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

問 大津地方法務局 人権擁護課 ☎077-522-4673

夫・パートナーからの暴力、職場でのいじめやセクシャル・ハラスメント、ストーカー行為などに悩んでいませんか。受付時間を延長して、法務局職員や人権擁護委員が相談に応じます。ためらわず、ご相談ください。

全国共通「女性の人権ホットライン」

ゼロナナゼロのハートライン

☎0570-070-810

日時 11月12日(月)～18日(日)

8時30分～19時 ※土日は10時～17時

*強化週間以外は平日8時30分～17時15分

*相談無料(通話料除く)、秘密は固く守られます

12月4日～10日は人権週間

人権クロスワードパズルに挑戦！

12/31(月)消印有効

正解者の中から抽選で100人に記念品(図書券)を進呈します。

はがきに①答え(ア～クを並べて作った言葉)②住所③名前④年齢⑤人権について何か一言を添えて、下記へ応募ください。

〒526-0031 長浜市八幡東町253-4 長浜人権擁護委員協議会「人権クロスワードパズル」係

答え 未来へつなげよう 違いを

ア イ ウ エ オ カ キ ク

★答えのヒント

「ふつうがいいね」「ふつうが一番」って言うけれど、ふつうって何？国籍、民族、年齢、性別、価値観…みんなそれぞれ違うこと。それがふつう、それが当たり前。みんな同じでは、そこから何も始まらないよ。



タテのカギ

- 鶏足寺・徳源院ではこの季節、紅葉が美しい
- 毎年12月4日から10日まで「〇〇〇〇週間」です
- 琵琶湖の北にあるこの集落の古文書が今年、国宝に指定されました
- 早起きは三文の…
- 青と紫を混ぜてできる色
- (〇)(△)(▽)この顔ってどんな顔？
- 姉川の源流にある地区。スキー場が有名
- ピンクは女、黒は男、という決めつけはやめましょう(ヨコの17と同じ文字が入ります)
- 土地の表面。英語でground
- 松尾芭蕉の紀行文「〇〇〇のほそ道」
- 今は宝くじ、江戸時代は何くじ？
- 多くの人が集まって、品物を売買したり、交換したりする所

ヨコのカギ

- ぜいご(ぜんご)のある魚。漢字で書くと「真鯨」
- 今年の猛暑を霧状のシャワーでしのぎました
- ここに大切なものを保管しましょう
- 写真や絵などをこれに入れて飾ります
- 大切にしたい「〇〇〇〇寿命」
- 緑地に白い吹き出しがマークのスマホの無料通信アプリ。正しく使っていいコミュニケーションを
- 衣服の裏に用いる布
- 肌の〇〇で差別をしてはいけません(タテの14と同じ文字が入ります)
- 「東京物語」など日本映画界を代表する〇〇安二郎監督
- 海外から現地のニュースを伝える記者
- 今年の夏の甲子園で選手宣誓をした高校
- 北朝鮮による深刻な人権侵害

問 大津地方法務局 長浜支局 ☎0749-62-0565
市 人権政策課(米原庁舎) ☎52-6629 FAX 52-4539

若者の未来をサポート！

「給付型奨学金制度」の申し込みは平成31年2月1日(金)から

問 市教委 教育総務課(山東庁舎) ☎55-8107 FAX 55-4040

給付額は3万円/月
(上半期・下半期に分けて
18万円ずつ給付)

給付期間は最長4年
(正規の修学期間終了まで)

対象は
平成31年度入学予定者
平成30年度入学者
(現大学等1年生)

対 象 者 次の要件すべてに該当する人

奨学生は奨学金給付審査会に諮って決定します

- ・大学等を卒業後、市内に定住する意思がある
- ・平成31年3月31日現在で満25歳未満である
- ・市内に1年以上居住する人と生計を一緒にしている
- ・本人および生計を一緒にする人に市税等の滞納がない
- ・経済的理由により学資金の支援が必要と認められる
- ・保証人2人(保護者および保護者以外)をつけることができる
- ・父母等の認定所得金額が、収入基準額以下である

※詳細は市公式ウェブサイトをご覧ください、教育総務課へお問合せください

受 付 期 間

平成31年2月1日(金)～3月8日(金)

※受付期間以外での申請はできません

※申請には作文が必要です

受 付 場 所

教育総務課、各庁舎窓口、
各行政サービスセンター

申請書配布場所

上記受付場所のほか、市内図書館、県内の高校

現在29人が給付を受けています！奨学生の「今の声」



課題が多く忙しいですが、看護師になるため
勉学に励み充実した日々を過ごしています。
経済的負担が軽減されたことで、勉学に集
中して取り組んでいます。将来はお世話になっ
た米原市に貢献したいと思います。(Kさん)

経済的な負担
が減り、本業の
勉強に集中でき
るようになりました。(Oさん)

夢は教師になることです。この制度
を活用することで、地元のみなさんに応
援していただいているように感じます。
将来は米原市の学校に勤務できると
嬉しいです。(Tさん)

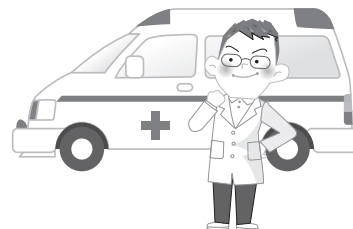
重症心身障がい児者を対象に民間救急車の利用費を補助します

問 市 社会福祉課(山東庁舎) ☎55-8102 FAX 55-8130

重症心身障がい児者※1が、定期的な受診や緊急の受診、入院等のため、民間
救急車※2を使用して専門医療機関(県立小児保健医療センター、びわこ学園医療
福祉センター等)を利用する際の費用の一部を補助します。

※1 重度の肢体不自由と、重度の知的障害とが重複した状態にある人

※2 119番通報による消防救急と異なり、医療行為や救急走行を伴わない搬送のことで、利用時間や距離等に応じて
料金が発生する



対 象 者

市内に住所があり、次の①、②両方の要件を満たす重症心身障がい児者

- ①在宅で生活し、臥床または車椅子等を使用のために、一般の交通機関の利用が困難である
- ②常時または頻回に喀痰吸引等の医療行為が必要で、移送に民間救急車の利用が必要である

補 助 金 額

非課税世帯 利用にかかる費用全額

課税世帯 利用にかかる費用から自己負担金(500円/回)を差し引いた金額

補 助 回 数

対象者1人につき年間5回まで

補助申込方法

社会福祉課へ事前の登録申請が必要です

米原市図書館協議会公募委員を募集します

図書館のよりよい運営のために提言をいただく機関として設置する「米原市図書館協議会」の公募委員を募集します。

募集人数 3人以内

任期 平成31年(2019年)4月1日～平成33年(2021年)3月31日(2年間)

応募資格 以下の条件を全て満たす人
 ・満20歳以上(平成30年10月1日現在)で、市内在住、在勤または在学の人
 ・市の他の審議会等の委員に2つ以上就いていない人

応募期限 11月15日(木) ※必着

応募方法 公募申込書を下記へ持参、郵送、ファクス、メールのいずれかで提出ください
 申込書は山東図書館、近江図書館または各庁舎窓口で配布のほか、市立図書館公式ウェブサイトからダウンロードできます

※後日、選考委員会で面接を行い、内容を総合的に判断し審査します。



お問い合わせ・応募先

山東図書館 〒521-0242 長岡1050-1 ☎55-4554 FAX 55-4557
 ✉santo-library@city.maibara.lg.jp
 近江図書館 〒521-0072 顔戸281-1 ☎52-5246 FAX 52-8177
 ✉omi-tosyo@city.maibara.lg.jp

市営住宅の入居者を募集します

募集住宅 米原市営住宅(米原警察署の東側) 1戸(3DK)

入居資格 市内在住または在勤で、米原市営住宅条例に規定する入居資格者に該当する人
 ※入居予定者の年齢や所得等に制限があります

受付期間 10月29日(月)～11月9日(金) 平日8時30分～17時15分

申込方法 本人または同居親族が、入居申込書を下記へ直接持参により提出ください
 ※入居申込書は、10月29日(月)から下記で配布するほか、各庁舎窓口で設置します

入居決定の時期 12月上旬頃



お問い合わせ・申込先

市 都市計画課(近江庁舎) ☎52-6926 FAX 52-8790

米原市民交流プラザ(ルッチプラザ) 自動販売機の設置業者を募集します

一般競争入札により飲料用自動販売機の設置事業者を募集します。市が定めた予定価格(最低貸付料)以上で最も高い価格で入札された人を落札者として決定します。

公募要項の配布

11月1日(木)～30日(金)に下記で配布のほか、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます

参加受付

11月22日(木)～30日(金)に申込書を下記へ直接持参(受け付けは8時30分～17時15分) ※休館日(月曜日)を除く

入札執行

平成31年1月10日(木) 10時～

物件番号	所在地 (貸付場所)	台数	貸付面積 (㎡)	高さ	予定価格 (円/年)
1	市民交流プラザ (1階自動販売機 コーナー)	1	1.17	2m以内	30,000
2		1	1.17	2m以内	30,000

※予定価格に消費税および地方消費税は含まれません

お問い合わせ・提出先

市民交流プラザ(ルッチプラザ) ☎55-4550 FAX 55-4556

固定資産の手続き・届け出は今年のうちに！

問 市 税務課(近江庁舎) ☎52-1556 FAX 52-8730

土地や家屋(住宅や物置、車庫など)の固定資産には、毎年1月1日を基準日として固定資産税が課税されます。次の場合、年内に手続きや届け出がないと、翌年度も変更がされませんのでご注意ください。

●土地・家屋の所有者が変わった

売買や相続により所有者が変更になった場合、登記がされているかにより手続きが変わります。

①登記している場合

法務局で登記手続きをしてください。
手続きについては、大津地方法務局 長浜支局
(☎0749-62-0565)で行えます。

②登記していない家屋(未登記家屋)の場合

「家屋異動申告書」を税務課または各庁舎窓口
へ提出してください。(提出期限:12月末)

●家屋を取り壊した

住宅、物置、車庫などの家屋
を取り壊した場合は「家屋異動
申告書」を税務課または各庁舎
窓口へ提出してください。(提出期限:12月末)
登記している家屋については、法務局で滅失登記
の手続きも必要です。



●家屋の用途変更

法務局で変更登記を行ってください。
未登記家屋は「家屋異動申告書」を税務課また
は各庁舎窓口へ提出してください。
(提出期限:12月末)

事業主のみなさんへ 税の説明会を開催します

記帳説明会

記帳・帳簿等の保存制度の概要や、記帳の仕方等
についての説明会です。消費税軽減税率制度説明会
も同時開催します。

開催日	時間	会場	対象者
11月 6日(火)	13時15分 ～16時	長浜市役所 高月支所	農業所得のある人
11月 8日(木)		米原市役所 近江庁舎	
11月20日(火)		長浜市役所 本庁舎	
11月27日(火)			営業所得のある人

※受講希望者は事前に下記へ連絡してください

申・問 長浜税務署 個人課税部門 ☎0749-62-6168

年末調整説明会・消費税軽減税率制度説明会

開催日	時間	会場
11月19日(月)	年末調整説明会 13時30分～15時30分	長浜文化芸術会館 (長浜市大島町37)
11月20日(火)	消費税軽減税率 制度説明会 15時30分～16時30分	県立文化産業交流会館

※事前に税務署から送付している書類をお持ちください

※長浜文化芸術会館へ車でお越しの際は、豊公園駐車場を利用ください

問 長浜税務署 法人課税第一部門

☎0749-62-6190(法人担当)

☎0749-62-6192(源泉担当)

事業主のみなさんへ 地方税の申告はeLTAXをご利用ください！

問 (一社)地方税電子化協議会 ☎0570-081459 URL <http://www.eltax.jp/>

eLTAX(エルタックス)は、地方税の手続きをインター
ネットを利用して電子的に行うシステムです。国税庁と
市区町村にそれぞれ提出する義務のある源泉徴収票・
給与支払報告書を一括送信することができます。

※利用時間は平日8時30分～24時(12月29日～1月3日は除く)

手続きは自宅や
オフィスから

複数の市区町村へ
まとめて
一度に送信

サービスの
利用は無料！



◀イメージキャラクター
エルレンジャー

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書は 年末調整・確定申告まで保管ください

問 日本年金機構 彦根年金事務所 ☎0749-23-1114

年末調整や確定申告の際、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、「国民年金保険料控除証明書」または「領収証書」を添付することが義務付けられています。

11月上旬から「国民年金保険料控除証明書」が日本年金機構本部から送付されますので、大切に保管し、年末調整や確定申告の際に必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

- ※1 平成30年分の申告は、今年の1月1日～12月31日に納付した全額が控除の対象です
- ※2 10月1日以降、今年初めて国民年金保険料を納付した人は、平成31年2月上旬に送付されます

※平成29年11月発行分の見本です

はがきで
届きます！

11月9日(金)～15日(木)は 秋の全国火災予防運動期間です

問 市 防災危機管理課(近江庁舎) ☎52-6630 FAX 52-6930

11月9日(金)から15日(木)までの1週間、平成30年秋季全国火災予防運動が実施されます。

この運動は、火災予防の意識を高めることで、火災の発生を防ぎ高齢者を中心とする死傷者や家屋等の被害をなくすことを目的としています。

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、今一度、身の回りに注意しましょう。

11月4日(日)

市消防団による市内一円の火災予防パレード

平成30年度全国統一防火標語
忘れてない？ サイフにスマホに 火の確認



日ごとに秋の深まりを感じる季節となり、市内各地で運動会やお祭りが開催され、多くの参加者でにぎわっていました。こうした地域のみなさんが協力して開催される行事は、地域の結束を強め、団結力を高めるもので、活力に満ちた地域づくりに欠かせない大切な取り組みです。

ところで、今年は、連日猛暑等の異常気象のほか、自然災害による予期せぬ事態が全国各地で発生し、市内においても突風による家屋等の倒壊や、台風による一部地域での停電などが発生しました。

みなさんの防災に対する意識や危機感が高まっているなか、日頃から地域の触れ合い交流と親睦を深めることで、万が一の災害にも対応できる支え合いの力を育てていただきたいと思います。

米原市長 平尾道雄

緊急地震速報訓練とJアラート訓練 を実施します

問 市 防災危機管理課(近江庁舎) ☎52-6630 FAX 52-6930

地震などの災害時に、全国瞬時警報システム「Jアラート」で送られてくる国からの緊急情報を、確実に市民のみなさんにお伝えするため、以下のとおり市の防災情報伝達システムで訓練放送を行います。

緊急地震速報訓練

日 時 11月1日(木) 10時～
放送内容 ただ今から、訓練放送を行います。
♪ウーウー♪
緊急地震速報。大地震です。大地震です。
これで訓練放送を終わります。

Jアラート訓練

日 時 11月21日(水) 11時～
放送内容 ♪ウー♪
これはJアラートのテストです。
(3回繰り返し)



登録した米原市防災アプリまたは
携帯電話等に情報が届きます。
登録がまだの人は早めに登録ください。